

教職員のための子育てリーフレット

R8. 8月 改訂

熊本県教育委員会



この「教職員のための子育てリーフレット」は、教職員が活用できる両立支援制度を分かりやすくまとめたものです。このリーフレットを仕事と子育ての両立のための道しるべとしてご活用いただければ幸いです。

（今回の変更点）

- 1 看護休暇の取得要件を拡充しました。
- 2 無給の介護休暇等の取得時間に関する要件を緩和しました。
- 3 部分休業制度を拡充しました。

R8年8月 学校人事課

今回の変更点に関する詳細

○看護休暇の取得要件を拡大しました

■令和8年4月1日施行

旧	義務教育終了前の子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護等(※負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話若しくは疾病の予防を図るために必要なものとして人事院会が定めるその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合。
新	職員が次のいずれかに該当する場合 (1)職員が義務教育終了前の子(配偶者の子を含む。)の看護等(※)のため勤務しないことが相当であると認められる場合。 (2)職員が義務教育終了後の子(配偶者の子を含む。)、配偶者又はその他2親等内の血族若しくは姻族の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったこれらの者の世話)を行う場合で勤務しないことが相当であると認められる場合。

○介護休暇及び介護時間（無給）の取得時間に関する要件を緩和しました

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり、日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために、勤務しないことが相当であると認められる場合に取得可能。

■介護休暇 令和7年10月1日施行

旧	1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間を超えない範囲内の時間とする。
新	1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間を超えない範囲内の時間とする。

■介護時間 令和7年10月1日施行

旧	介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。
新	育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

※令和7年10月1日に改訂された介護休暇及び介護時間は無給の休暇となります。

※裏面に掲載している介護休暇は有給の特別休暇となります。

○部分休業制度を拡充しました

■令和7年10月1日施行

旧	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことを認める。
新	(1)第1号部分休業 1日につき2時間の範囲内で勤務しないことを認める。始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止。取得単位は30分。 (2)第2号部分休業 1年につき7時間30分（10日相当）の範囲内で勤務しないことを認める。取得単位は1時間。

※各休暇、休業制度の詳しい取得事由、期間については裏面をご覧ください。

子育て関連休暇・制度一覧

《女性職員の場合》

妊娠期間			出産		子育て期間						
	特別休暇	特別休暇	特別休暇	特別休暇	特別休暇	休業	特別休暇	休業	休業	特別休暇	特別休暇
休暇名	保健指導又は健康 診査を受けるための 休暇	通勤緩和のための 休暇	妊娠障害のため勤務 困難な場合の休暇	産前休暇	産後休暇	育児休業	育児時間休暇	育児短時間勤務	部分休業	看護休暇	介護休暇
取得事由 期間など	母子保健法に基づ く保健指導や健康 診査を受ける場合 （妊娠期間等により 取得可能回数は異 なる）	通勤混雑の程度が 母体又は胎児の健 康保持に影響があ ると認められる場 合（勤務時間の始 め又は終わりにお いて1日を通じて 1時間以内）	妊娠障害のため勤 務することが困難 な場合（14日以内）	8週間（多胎妊娠 の場合には、14週 間）以内に出産す る予定である場合	出産した場合	子を養育するた め、一定期間休業 することができる 制度（2回まで 取得可能）	生児を育てる場 合（1日を通じて 90分を超えない 範囲内で必要と 認める時間）	子を養育するため、週あ たり短い勤務時間を選 択できる制度（以下から 選択） ○次の形態から選択 ①月～金3時間55分/日 ②月～金4時間55分/日 ③月～金のうち3日間 7時間45分/日 ④月～金のうち 2日間7時間45分/日 1日間3時間55分/日 その他条例で定める勤 務形態	子を養育するため、1 日の勤務時間の一部を 勤務しないことができ る制度 ①第1号部分休業 1日につき2時間以内 ②第2号部分休業 1年につき77時間30 分（10日相当）の範囲 内	①義務教育終了前の子（配 偶者の子を含む）の看護 等を行う場合 ②義務教育終了後の子、配 偶者又はその他2親等 内の血族若しくは姻族 の看護を行う場合 ※5日（義務教育終了 前の子が2人以上で 10日）以内	要介護者の介護その他の 人事委員会が定める世話 を行う職員が、当該世話 を行う場合
時期 子の対象 期間	妊娠中又は出産 後1年以内	妊娠中	14日を超えない範 囲内でそのつど必 要と認める期間	出産の日までの請 求した期間	出産の日の翌日か ら8週間	3歳に達する日 （満3歳の誕生 日の前日）まで	生後3年に達し ない期間	小学校就学の始期に達 するまで	小学校就学の始期に達 するまで		子（それ以外に、配偶者、 父母、配偶者の父母等）
単位	1時間	1時間以内で必要 と認める時間	1日、1時間	1日	1日		1日2回まで、1 回30分、45分、 60分又は90分		①第1号部分休業 30分 ②第2号部分休業 1時間（1日単位も可）	1日、1時間	一の年において5日（要介 護者が2人以上いる場合 にあっては10日）の範囲 内でその都度認める期間
有給・無給	有給	有給	有給	有給	有給	無給	有給	勤務しない時間無給	勤務しない時間無給	有給	有給

※また、子育て期間中は、①深夜勤務の制限、②時間外勤務の制限、③時間外勤務の免除の制度もあります。

《男性職員の場合》

配偶者の出産		子育て期間							
	特別休暇	特別休暇	休業		特別休暇	休業	休業	特別休暇	特別休暇
休暇名	出産補助休暇	男性の育児参加休暇	「産後パ	育児休業	育児時間休暇	育児短時間勤務	部分休業	看護休暇	介護休暇
取得事由 期間など	配偶者の出産に伴う入院・退 院の付き添い等を行う場合 （3日）	配偶者が出産する場合で、当 該出産に係る子又は小学校就 学の始期に達するまでの子を 養育する場合（5日）	子を養育するため、一定期 間（出生の日から最大5 7 日間）休業することができ る制度（2回まで取得可能）	子を養育するため、一定期 間休業できる制度（「産後パ パ育休」とは別に2回まで 取得可能）	生児を育てる場 合（1日を通じて 9 0分を超えな い範囲内で必要 と認める時間）	女性職員と 同様	女性職員と 同様	女性職員と 同様	女性職員と 同様
時期 子の対象 期間	出産のための入院～出産後 4 0日	出産前 8 週（多胎の場合 14 週）～出産後 1 年	出産日から最大5 7日間	3歳に達する日（満3歳の 誕生日の前日）まで	生後3年に達し ない期間				
単位	1日、1時間	1日、1時間			1日2回まで 1回30分、45分、 60分又は90分				
有給・無給	有給	有給	無給	無給	有給				

※また、子育て期間中は、①深夜勤務の制限、②時間外勤務の制限、③時間外勤務の免除の制度もあります。